

※2017 年度以降に入学した在学生対象

延長生の学費について

延長生※1 の学費額は、前学期までの修得単位数が修了単位に対して不足しているかどうかで計算されます。例えば、修士課程の場合、プロジェクト研究(8 単位)を含め計 30 単位必要ですので、前学期までに 30 単位の単位を修得している場合には、不足単位はなく「延長生学費等算出基準学生」が支払う金額の 50%に相当する金額が適用されます。プロジェクトリサーチ分の 8 単位は修了時に付与されますが、**それ以外の科目で 8 単位分**を取得していれば適用を受けることができます。なお、博士後期課程では単位要件はありませんので、延長生学費は基本的に下表「なし」の欄の通りとなります。

不足単位	既得済修了算入単位数	授業料
なし	30 単位以上	「延長生学費等算出基準学生※2」が支払う金額の 50%に相当する金額
あり	29 単位以下	「延長生学費等算出基準学生」が支払う金額と同額

※1 休学・留学(休学)期間を除いた在学期間が、標準年限(修士 2 年間・博士 3 年間)を超えて在学する学生

※2 当研究科の同一課程に在学する最高学年度の学生(修士 2 年生/博士 3 年生)を指しており、その学費額が延長生の学費計算の基準となります。

例：2019 年春学期に払う修士課程延長生の学費額は 2018 年入学者が支払う 2019 年春学期学費額を基準として計算します。

●留学をする方への特別措置●

大学間協定／箇所間協定により留学する方は、留学時の当学における学籍の扱いは原則として「留学(在学)」となり、在学年数に加算されます。そのため、出発時期によっては帰国後に延長生となることもあります。ただし、在学中に 1 学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会等が特別に認めた場合、かつ下記の基準に該当する場合に限り、不足単位数がある場合においても、延長生学費額は**延長生学費等算出基準学生が支払う金額の 50%**に相当する金額となります。ただし、本基準の適用の上限は延長生期間 2 学期分の授業料とします。

不足単位	既得済修了算入単位数	授業料
あり	16 単位以上	「延長生学費等算出基準学生※2」が支払う金額の 50%に相当する金額

アジア太平洋研究科事務所

gsaps-ac@list.waseda.jp

03-5286-3877